

中国残留邦人等の体験と労苦を伝える戦後世代の語り部を募集します

「中国残留邦人等の体験と労苦を伝える戦後世代の語り部育成事業」第4期生 募集要項

首都圏中国帰国者支援・交流センター（以下、センター）は、**中国残留邦人等**（※次頁）の帰国直後の基礎的な日本語や日本事情の研修を行うとともに、地域に定着した後も、日本語学習、地域での生活や交流を支援する施設です。

先の大戦が終結してから80年を迎え、中国残留邦人等が高齢化する中、残留邦人が生まれた背景や帰国までの経緯、帰国後の労苦と体験を風化させることなく、次世代へ継承する重要性が高まっています。

センターでは、中国残留邦人等の体験と労苦を継承し、その伝承者となる戦後世代の「語り部」を育成するための事業（以下、「語り部育成事業」）を平成28年度に開始し、第1期生から第3期生までの育成を終えました。現在、委嘱を受けた語り部13名が講話活動を行っていますが、語り部講話会の要請が増えていることから、研修生（第4期生）を募集いたします。希望者は、別紙の応募用紙に必要事項を記入し、応募方法に定める必要書類とともに、センターまでご応募ください。

この「語り部育成事業」では、中国残留邦人等の戦中・戦後の体験と労苦の聴き取りや、その体験等をまとめた記録集や文献、資料、映像などを教材として研修を行います。今回募集する第4期生は中国と樺太両方の残留邦人に関する研修を受講することになり、研修修了後には、中国残留邦人等の体験と労苦を伝える戦後世代の語り部として活動していただきます。

1 募集対象

- （1）戦後に生まれた方で、中国残留邦人等の体験と労苦の継承に深い関心と理解があり、戦後世代の語り部として次世代にその体験と労苦を伝える意欲がある方。
 - （2）約2年間の研修に継続的に参加可能であり、研修修了後、語り部として長期間活動可能な方。
（応募時、概ね65歳までとする）
 - （3）中国残留邦人等について一定の知識を有する方が望ましい。
- ※中国残留邦人等の2～4世の方も奮ってご応募ください。

2 研修概要

- 1年目：語り部として講話活動等を行うための基礎的知識、帰国者本人の体験の聴き取り等の研修。
2年目：「語り」のプラン作り、語り部講話原稿の作成。分かりやすい伝え方、話法技術等の学習。講話演習、実習等による実践的な研修。
- ※研修は令和7年9月開講予定で、月1～2回（1回3～4時間）程度。土曜日または日曜日。
研修会場は、首都圏中国帰国者支援・交流センターを予定。

3 募集人員 5名程度

4 募集期間 令和7年5月30日（金）～7月5日（土）（必着）

5 費用負担等

- ・研修費は無料（教材、参考資料はセンターで用意）
- ・研修参加に必要な経費（交通費、食事代、参考図書代等）は各自で負担

6 応募方法

応募用紙に必要事項をご記入のうえ、小論文（1600字程度）を添えて問い合わせ先まで、郵便又はEメールでお送りいただくか、ご持参下さい。

※小論文のテーマ：「中国残留邦人等に関心を持ったきっかけと継承への思い」

7 選考方法

応募用紙及び小論文による書面審査と面接により、選考を行います。

(選考結果は8月上旬頃、郵送でお知らせいたします。)

8 問い合わせ先

首都圏中国帰国者支援・交流センター 企画課「語り部事業担当」(大高・小川)

〒110-0015 東京都台東区東上野 1-2-13 カーニープレイス新御徒町 7F

(都営地下鉄大江戸線新御徒町駅 A1 出口より 1 分)

電話：03-5807-3171 FAX：03-5807-3174 Eメール：kataribe@sien-center.or.jp

「中国残留邦人等の体験と労苦を伝える戦後世代の語り部育成事業」第4期生 予定

年月		内容
令和7年度	9月上旬	【開講式】(於：センター) ・首都圏中国帰国者支援・交流センターの概要、設立経緯、事業内容等、語り部研修オリエンテーション
	10月～3月	【基礎的知識の習得、中国残留邦人等からの聴き取り】 ・戦中・戦後の状況、中国残留邦人等への援護・支援施策等 ・語り部講話の聴講/証言映像等の視聴 ・中国残留邦人等の体験と労苦の聴き取り(親族からの聴き取りも含む)
令和8年度	4月～9月	【「語り」のプラン作り、語り部講話の作成】 ・講話プラン、原稿作成 ・実地研修(関連施設の見学等) ・講話演習
	10月～3月	【語り部講話演習、実習】 ・話法技術等の習得、歴史講義 ・講話演習、模擬発表会 【修了式】

研修修了後、審査、委嘱を受け、講話活動を開始。

※「中国残留邦人等」とは

「中国残留邦人等」とは「中国残留邦人」の方々と「樺太残留邦人」の方々の総称です。

「中国残留邦人」：1945年(昭和20年)当時、中国東北地区(旧満州地区)には開拓団など多くの日本人が居住していましたが、同年8月9日、突然のソ連参戦により、人々は居住地を追われ、逃避中や収容所では飢餓や伝染病等により死亡者が続出するという悲惨な状況にありました。このような混乱の中、肉親と離別して孤児となり中国の養父母に育てられ、また、中国人の妻になるなどしてやむなく中国に留まった方々を「中国残留邦人」といいます。

「樺太残留邦人」：日ソ開戦時、樺太(千島を含む)には約38万人の一般邦人、また、約1万人の季節労働者が居留していました。開戦により樺太庁長官は、軍の要請と樺太の事態にかんがみ、老幼婦女子等を北海道に緊急疎開させることとしましたが、昭和20年8月23日、ソ連軍によりこうした緊急疎開が停止されました。その後、集団引揚げが昭和34年までに行われましたが、様々な事情が障害となって樺太に残留(ソ連本土に移送された方を含む。)を余儀なくされた方々を「樺太残留邦人」といいます。

(厚生労働省 HP「中国残留邦人等への援護」より)